

写

令和5年6月5日

広島労働局長  
阿部 充 殿

広島地方労働審議会  
会長 野北 晴子

広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和4年11月7日付け広労発基1107第1号をもって諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

令和5年6月5日

広島地方労働審議会

会長 野北 晴子 殿

広島県既製服縫製業最低工賃専門部会

部会長 野北 晴子

広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和4年11月7日、広島地方労働審議会において付託された広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、今般、別紙のとおり結論を得たので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

野北 晴子

三井 正信

村上 恵子

家内労働者代表委員

香西 真

島田 数夫

橋本 聡

使用者代表者委員

小林 隆司

佐藤 八郎

中野 博之

写

令和5年6月5日

広島県既製服縫製業最低工賃専門部会

部会長 野北 晴子 殿

広島県既製服縫製業最低工賃専門部会小委員会

座長 三井 正信

広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について（報告）

当専門部会小委員会は、令和5年2月28日広島県既製服縫製業最低工賃専門部会において付託された広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について令和5年6月5日の当小委員会において、慎重に審議した結果、今般、別紙のとおり結論を得たので報告する。

なお、本件の審議に当たった小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

野北 晴子

三井 正信

家内労働者代表委員

香西 真

島田 数夫

使用者代表者委員

小林 隆司

佐藤 八郎